

事業部展望 化学品安全事業部

1 事業の現状と展望

現在の化学物質管理規制の世界的な動向は、2002年のヨハネスブルグ・サミット(WSSD)において合意された目標「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」及びこれを具現化するため2006年の国際化学物質管理会議ICCM(International Conference on Chemicals Management)で採択された「国際的化学品管理に関する戦略的アプローチSAICM(Strategic Approach on International Chemical Management)に基づき各国で化学物質管理規制の見直しが進められていることです。化学物質管理規制は図1に示すように「当局への登録とリスク評価」と「サプライチェーンを通じた情報伝達」と言う両輪により成り立っています。

化学物質の登録は図2に示すように、2007年EU REACH(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)施行を皮切りに、2008年トルコの化学物質規制、2009年日本の化審法改訂、2010年中国新規化学物質環境管理弁

法改訂が施行され、今後台湾化学品規制が2013年、韓国新規化学物質管理(韓国-REACH)が2014年にそれぞれ施行開始される予定であり、米国TSCA(Toxic Substances Control Act)も今後Reformが行われる見込みです。一方、情報伝達手段である

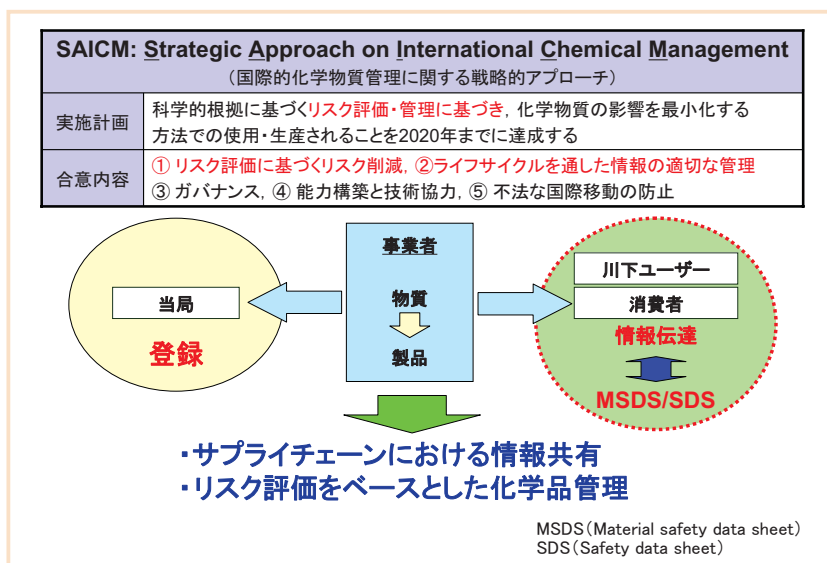


図1 化学物質管理の潮流

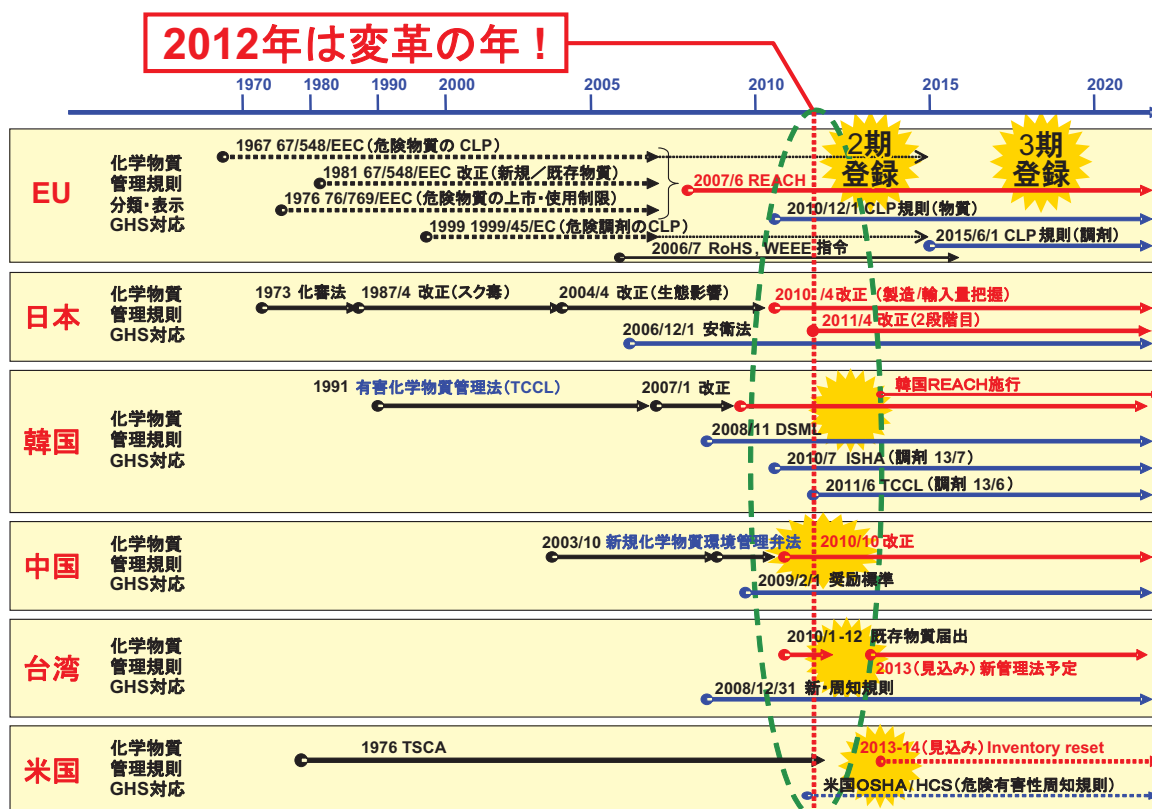


図2 化学品管理規制をめぐる世界の動き

SDS (MSDS) に関しては、ハザードの国際的調和を図った国連 GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 勧告を取り入れた法整備が、2008 年頃から各国急速に普及してきており、段階的に導入する国も含め EU、日本、台湾、中国、韓国をはじめとして、図 3 に示すように東南アジア諸国、ブラジル、メキシコなど、年を追うごとにその要求する国と地域が増加しています。

化学物質管理における規制は、ますます広範囲に深化していくことは確実であり、メーカーなどにおいて、限られた社内リソースの中で、高度化と複雑化が進む登録申請や各国言語による SDS (MSDS) 作成などに対応することはさらに難しくなっていきます。

今後は、自社で実施する化学物質管理の範囲とアウトソーシングする範囲を明確にし、如何に上手にアウトソーシングを使いこなすかが、コストを最小化するだけでなく、グローバルな企業展開において、化学物質管理における他社との差別化を図るキーポイントになると考えます。化学物質管理は既にメーカーなどの一担当者の問題ではなく、世界的な化学物質管理規制の潮流を乗り越えるための最も重要な戦略的ツールであり、トップマネジメントの決断事項であると考えます。このような事業環境の中、当社は各国の化学物質規制の変化をいち早くキャッチし、お客様にご満足いただける一歩先の情報およびサービスを提供することにより、SAICM を支援し地球に貢献いたします。

2 商品紹介

2.1 改正化審法における高分子フロースキーム試験

2009 年の改正化審法において、低懸念ポリマー概念の導入、高分子定義の一部変更、試験要件の一部修正がされました (図 4 参照)。当社では、新しい要件に対応したポリマーフロースキーム試験の実施に基づく低懸念ポリマーの申出、化審法新規化学物質の届出について、新規性のご相談から、試験申請に至るまでを承ります。

また高分子の定義の変更に伴う、分子量 1000 未満の成分を 1% を超えて含有するポリマーや、高分子フロースキーム試験で安定性試験の結果が基準に合致しない高分子などについても、過去に蓄積した多くの経験およびノウハウから、化審法申請のための申請



図3 その他の各国のGHS導入の動き

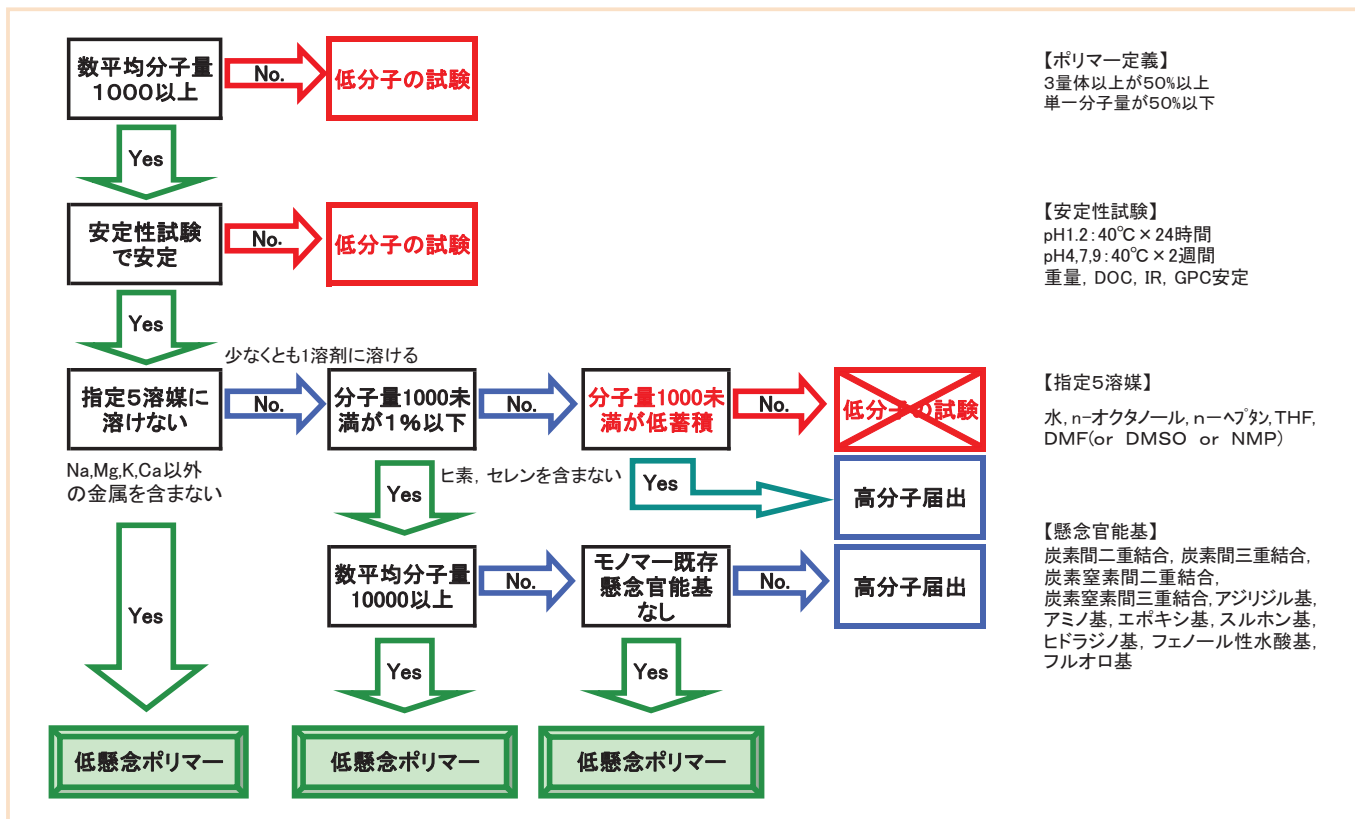


図4 高分子新規化学物質フロー

戦略並びに試験設計の提案から実施を提供しております。

また、日本以外の国に付きましても、化学物質の登録申請を必要としている全ての国と地域について対応しております。高分子化合物の場合、一定の要件を満たせば何の試験も必要としない国、日本のように低分子化学物質と分けて別の試験スキームで申請する国、高分子化合物と言う概念がなく構成モノマーで登録する国など、高分子の取扱いは国・地域により要求される要件が大きく異なります。複数国での申請をお考えの場合、はじめからそれらの国の申請を想定した上で進めなければ、時間と費用が無駄になる場合もあります。当社へのお問合せの際には、はじめに申請を検討している国、時期、数量などの情報を合わせてご相談頂ければ、ご要望に沿った時間と費用をミ

ニマイズした戦略のご提案をさせていただきます。

2.2 包括コンサルタントサービス

化学物質管理に関する包括的コンサルタントサービスを実施しております。

国内外の化学物質管理規制に関するあらゆる質問、お問合せに対してお答えし、時間単位（最小単位時間 15 分）でご請求させていただくというシステムです。お問合せは電話、メール、面談など様々な形態で承っております。例えば電話、メールなどでお受けして、当社内で速やかに回答できるような案件ですと最小時間単位で済みますので、お気軽にお問合せいただいております。また、一回ごとのご請求ではなく、お客様ごとに、当社にて時間管理し、3 ヶ月毎に問合せ内容、回答状況の詳

細を付けてご請求を行うシステムにて承っております。

化審法、安衛法から REACH, TSCA などの各国化学物質の管理規制法、毒劇法、国連危険物輸送、GHS 分類のための安全性試験、CLP (Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures) 届出、中国に輸出する際の SDS (MSDS) について…など、「こんなこと何処に聞けばよいか分からない」と言うような疑問、質問など化学物質の規制に関することであればなんでもお受けしており、化学物質管理に関する総合的なサービスをコンセプトとしております。

(包括コンサルタントサービスは予め同契約を締結させていただいたお客様へのサービスになります)